

ほとんどの火災は、最初は消せる小さな火です。

火災は初期消火が重要なポイントです。

お宅には**消火器が設置してありますか？**



名取市火災予防条例で、「住宅の用に供する建築物の居住者は、地震時の出火その他の火災に備え、消火器具を設置するよう努めなければならない。」とあるように一般家庭には、義務ではありませんが、より安心して生活するために消火器を設置していただくよう規定されています。

一般家庭とは別に、防火対象物（店舗・工場・事務所等）は、消防法令により設置及び点検が義務付けられています。

防火対象物では、製造年が2011年以前のもものは2021年12月31日までに交換が必要になります。

適応火災マークを確認してください！



文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

適応火災のマーク



画像提供 一般社団法人 日本消火器工業会



新規格消火器の表示



旧規格消火器の表示



新規格消火器には、使用期限が表示されています。製造年月日のみ記入されているものは10年以上経過しています。ご自宅の消火器の使用期限を確認してください。



【住宅用消火器の適応火災表示例】

普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応

コンパクトで女性や高齢者にも取り扱いやすい。



【業務用消火器の適応火災表示例】

普通火災 (A 火災)	油火災 (B 火災)	電気火災 (C 火災)
木材、紙、繊維 などが燃える火災	石油類その他の油類 などが燃える火災	電気設備 などの火災

粉末の薬剤が広い範囲を覆って火勢を抑えます。

危険な消火器



大きなキズや変形した箇所がある消火器は危険ですので、使用しないでください。廃棄するようお願いいたします。消火器は、一般ごみとして廃棄できないので注意してください

★お問合せ★消防本部 予防課
電話 382-3019